

地域計画変更に係る協議の場の結果について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

大崎市では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集した結果を報告します。

1. 対象地域

三本木地域

2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地および内容は下記のとおりです。

No	地名	地番	地目	面積(m ²)	変更内容	変更理由
1	三本木南谷地字要害	344-1	田	1006	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
2	三本木南谷地字要害	345-1	田	1014	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
3	三本木南谷地字要害	382-1	田	490	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
4	三本木南谷地字要害	383-1	田	877	区域からの除外	農地以外の利用に供するため

3. 意見募集期間

令和7年10月20日（月）～令和7年10月26日（日）

4. 意見募集結果

意見等はありませんでした。

お問い合わせ先

大崎市産業経済部農政企画課（大崎市古川七日町1-1 市役所本庁舎3階）TEL：0229-23-7090 FAX：0229-23-7578 Mail：nousei@city.osaki.miagi.jp